

令和8年度 市民税・県民税申告の出張会場

【出張会場・期間】

◎混雑回避のため、来場は極力控え、郵送での提出をお願いします。

※会場の混雑状況によっては、入場を制限する場合や受付時間内でも受付を終了する場合があります。

◎整理券は、当日の午前8時30分から配布します。時間前には並ばないでください。

会 場	下川淵市民サービスセンター（公民館）ホール
日 時	令和8年1月30日（金） 午前9時30分～午後3時

【町ごとの受付時間】

※出張会場の日時でご都合がつかない方は、本会場へお越しください。

※該当の時間帯にお越しいただいても、混雑状況により受付ができないことがあります。

午前	公田町 横手町 龜里町 新堀町 鶴光路町
午後	下阿内町 力丸町 徳丸町 房丸町 下川町

【本会場・期間】

本会場	前橋市役所（2階 市民税課）
受付日程	令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）の平日 午前9時～午後4時 (休日申告は令和8年3月1日（日）午前9時～午後2時)

【来場される方へのお願い】

- ・当日、会場入口で順番と受付開始時間の目安が記載された整理券を配布します。
混雑状況によっては車での待機や一旦ご自宅に戻っていただくことがあります。
- ・1日の受付人数の上限に達した場合、入場制限をかける場合があります。
- ・介助などやむを得ない場合を除き、複数人での来場はご遠慮ください。

【申告が必要な人】

今年の1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方です。
なお、所得税の確定申告をされる方は市民税・県民税の申告は必要ありません。
(所得税の確定申告会場についてはこのページ下部をご覧ください。)

- ・給与・公的年金以外に収入(営業、農業、不動産、配当など)がある。
- ・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする。
- ・昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない。
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ
- ・前橋市外の人の税法上の扶養になっている。 …など

【申告に必要なもの】

- 個人番号及び身元が確認できるもの 筆記用具・電卓
- 収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 控除に関する書類(控除証明書など)
- 医療費控除の明細書・医療費通知(該当の方のみ)

※必要書類を事前に作成していない場合は、受付できません。

【郵送による提出方法】

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。詳しくは本市ホームページをご参照ください。

※収入なしかつ控除なしの方は、電子での提出
もおススメです。



郵送による提出方法



電子による提出方法

【所得税の確定申告について】

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋リリカ (3Fリリカホール)	国領町2丁目 14-1	2月16日(月)~3月16日(月)の平日 休日は3月1日(日)のみ開設	午前9時 ~午後4時

«確定申告についてのお問い合わせ»

前橋税務署 電話：027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

確定申告のうち、下記の申告は市役所、支所及び市民サービスセンター会場では受付できません。
必ず上記の確定申告会場で申告をしてください。

- 土地や家屋などの譲渡所得
- 株式等の譲渡所得
- 住民税(5%)が引かれている配当所得
- 先物取引所得
- 過年分の申告
- 青色申告
- 損失申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を用いて住宅借入金等特別控除を適用したい者の申告
- 準確定申告
- 当初申告を税務署で行った訂正申告
- その他特殊なもの(雑損控除・圧縮記帳・暗号資産・総合利子・少額配当・海外年金や国外金融商品による収入、特定支出等)
- 所得税の納税証明書を希望する場合 …など

お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

前橋市役所 市民税課 電話：027-898-6203 (直通)

令和8年度 市民税・県民税申告の出張会場

【出張会場・期間】

◎混雑回避のため、来場は極力控え、郵送での提出をお願いします。

※会場の混雑状況によっては、入場を制限する場合や受付時間内でも受付を終了する場合があります。

◎整理券は、当日の午前8時30分から配布します。時間前には並ばないでください。

会 場	東市民サービスセンター（公民館）ホール
日 時	令和8年2月2日（月） 午前9時30分～午後3時

【町ごとの受付時間】

※出張会場の日時でご都合がつかない方は、本会場へお越しください。

※該当の時間帯にお越しいただいても、混雑状況により受付ができないことがあります。

午前	上新田町 小相木町 古市町 江田町 朝日が丘町 光が丘町 大利根町 新前橋町 青葉町
午後	箱田町 後家町 前箱田町 川曲町 稲荷新田町 下新田町

【本会場・期間】

本会場	前橋市役所（2階 市民税課）
受付日程	令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）の平日 午前9時～午後4時 (休日申告は令和8年3月1日（日）午前9時～午後2時)

【来場される方へのお願い】

- ・当日、会場入口で順番と受付開始時間の目安が記載された整理券を配布します。
混雑状況によっては車での待機や一旦ご自宅に戻っていただくことがあります。
- ・1日の受付人数の上限に達した場合、入場制限をかける場合があります。
- ・介助などやむを得ない場合を除き、複数人での来場はご遠慮ください。

【申告が必要な人】

今年の1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方です。
なお、所得税の確定申告をされる方は市民税・県民税の申告は必要ありません。
(所得税の確定申告会場についてはこのページ下部をご覧ください。)

- ・給与・公的年金以外に収入(営業、農業、不動産、配当など)がある。
- ・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする。
- ・昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない。
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ
- ・前橋市外の人の税法上の扶養になっている。 …など

【申告に必要なもの】

- 個人番号及び身元が確認できるもの 筆記用具・電卓
- 収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 控除に関する書類(控除証明書など)
- 医療費控除の明細書・医療費通知(該当の方のみ)

※必要書類を事前に作成していない場合は、受付できません。

【郵送による提出方法】

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。詳しくは本市ホームページをご参照ください。

※収入なしかつ控除なしの方は、電子での提出
もおススメです。



郵送による提出方法



電子による提出方法

【所得税の確定申告について】

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋リリカ (3Fリリカホール)	国領町2丁目 14-1	2月16日(月)~3月16日(月)の平日 休日は3月1日(日)のみ開設	午前9時 ~午後4時

«確定申告についてのお問い合わせ»

前橋税務署 電話：027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

確定申告のうち、下記の申告は市役所、支所及び市民サービスセンター会場では受付できません。
必ず上記の確定申告会場で申告をしてください。

- 土地や家屋などの譲渡所得
- 株式等の譲渡所得
- 住民税(5%)が引かれている配当所得
- 先物取引所得
- 過年分の申告
- 青色申告
- 損失申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を用いて住宅借入金等特別控除を適用したい者の申告
- 準確定申告
- 当初申告を税務署で行った訂正申告
- その他特殊なもの(雑損控除・圧縮記帳・暗号資産・総合利子・少額配当・海外年金や国外金融商品による収入、特定支出等)
- 所得税の納税証明書を希望する場合 …など

お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

前橋市役所 市民税課 電話：027-898-6203 (直通)

令和8年度 市民税・県民税申告の出張会場

【出張会場・期間】

◎混雑回避のため、来場は極力控え、郵送での提出をお願いします。

※会場の混雑状況によっては、入場を制限する場合や受付時間内でも受付を終了する場合があります。

◎整理券は、当日の午前8時30分から配布します。時間前には並ばないでください。

会 場	南橘市民サービスセンター（公民館）ホール
日 時	令和8年2月3日（火） 午前9時30分～午後3時

【町ごとの受付時間】

※出張会場の日時でご都合がつかない方は、本会場へお越しください。

※該当の時間帯にお越しいただいても、混雑状況により受付ができないことがあります。

午前	北代田町 荒牧町 日輪寺町 川端町 田口町 関根町 川原町 上小出町
午後	上細井町 下細井町 下小出町 南橘町 龍蔵寺町 青柳町

【本会場・期間】

本会場	前橋市役所（2階 市民税課）
受付日程	令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）の平日 午前9時～午後4時 (休日申告は令和8年3月1日（日）午前9時～午後2時)

【来場される方へのお願い】

- ・当日、会場入口で順番と受付開始時間の目安が記載された整理券を配布します。
混雑状況によっては車での待機や一旦ご自宅に戻っていただくことがあります。
- ・1日の受付人数の上限に達した場合、入場制限をかける場合があります。
- ・介助などやむを得ない場合を除き、複数人での来場はご遠慮ください。

【申告が必要な人】

今年の1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方です。
なお、所得税の確定申告をされる方は市民税・県民税の申告は必要ありません。
(所得税の確定申告会場についてはこのページ下部をご覧ください。)

- ・給与・公的年金以外に収入(営業、農業、不動産、配当など)がある。
- ・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする。
- ・昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない。
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ
- ・前橋市外の人の税法上の扶養になっている。 …など

【申告に必要なもの】

- 個人番号及び身元が確認できるもの 筆記用具・電卓
- 収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 控除に関する書類(控除証明書など)
- 医療費控除の明細書・医療費通知(該当の方のみ)

※必要書類を事前に作成していない場合は、受付できません。

【郵送による提出方法】

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。詳しくは本市ホームページをご参照ください。

※収入なしかつ控除なしの方は、電子での提出
もおススメです。



郵送による提出方法



電子による提出方法

【所得税の確定申告について】

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋リリカ (3Fリリカホール)	国領町2丁目 14-1	2月16日(月)~3月16日(月)の平日 休日は3月1日(日)のみ開設	午前9時 ~午後4時

«確定申告についてのお問い合わせ»

前橋税務署 電話：027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

確定申告のうち、下記の申告は市役所、支所及び市民サービスセンター会場では受付できません。
必ず上記の確定申告会場で申告をしてください。

- 土地や家屋などの譲渡所得
- 株式等の譲渡所得
- 住民税(5%)が引かれている配当所得
- 先物取引所得
- 過年分の申告
- 青色申告
- 損失申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を用いて住宅借入金等特別控除を適用したい者の申告
- 準確定申告
- 当初申告を税務署で行った訂正申告
- その他特殊なもの(雑損控除・圧縮記帳・暗号資産・総合利子・少額配当・海外年金や国外金融商品による収入、特定支出等)
- 所得税の納税証明書を希望する場合 …など

お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

前橋市役所 市民税課 電話：027-898-6203 (直通)

令和8年度 市民税・県民税申告の出張会場

【出張会場・期間】

◎混雑回避のため、来場は極力控え、郵送での提出をお願いします。

※会場の混雑状況によっては、入場を制限する場合や受付時間内でも受付を終了する場合があります。

◎整理券は、当日の午前8時30分から配布します。時間前には並ばないでください。

会 場	桂萱市民サービスセンター（公民館）ホール
日 時	令和8年2月9日（月） 午前9時30分～午後3時

【町ごとの受付時間】

※出張会場の日時でご都合がつかない方は、本会場へお越しください。

※該当の時間帯にお越しいただいても、混雑状況により受付ができないことがあります。

午前	上泉町 石関町 荻窪町 堀之下町 堤町 江木町 富田町(東ローズタウン自治会)
午後	三俣町 幸塚町 上沖町 下沖町 西片貝町 東片貝町 亀泉町

【本会場・期間】

本会場	前橋市役所（2階 市民税課）
受付日程	令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）の平日 午前9時～午後4時 (休日申告は令和8年3月1日（日）午前9時～午後2時)

【来場される方へのお願い】

- ・当日、会場入口で順番と受付開始時間の目安が記載された整理券を配布します。
混雑状況によっては車での待機や一旦ご自宅に戻っていただくことがあります。
- ・1日の受付人数の上限に達した場合、入場制限をかける場合があります。
- ・介助などやむを得ない場合を除き、複数人での来場はご遠慮ください。

【申告が必要な人】

今年の1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方です。
なお、所得税の確定申告をされる方は市民税・県民税の申告は必要ありません。
(所得税の確定申告会場についてはこのページ下部をご覧ください。)

- ・給与・公的年金以外に収入(営業、農業、不動産、配当など)がある。
- ・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする。
- ・昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない。
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ
- ・前橋市外の人の税法上の扶養になっている。 …など

【申告に必要なもの】

- 個人番号及び身元が確認できるもの 筆記用具・電卓
- 収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 控除に関する書類(控除証明書など)
- 医療費控除の明細書・医療費通知(該当の方のみ)

※必要書類を事前に作成していない場合は、受付できません。

【郵送による提出方法】

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。詳しくは本市ホームページをご参照ください。

※収入なしかつ控除なしの方は、電子での提出
もおススメです。



郵送による提出方法



電子による提出方法

【所得税の確定申告について】

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋リリカ (3Fリリカホール)	国領町2丁目 14-1	2月16日(月)~3月16日(月)の平日 休日は3月1日(日)のみ開設	午前9時 ~午後4時

«確定申告についてのお問い合わせ»

前橋税務署 電話：027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

確定申告のうち、下記の申告は市役所、支所及び市民サービスセンター会場では受付できません。
必ず上記の確定申告会場で申告をしてください。

- 土地や家屋などの譲渡所得
- 株式等の譲渡所得
- 住民税(5%)が引かれている配当所得
- 先物取引所得
- 過年分の申告
- 青色申告
- 損失申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を用いて住宅借入金等特別控除を適用したい者の申告
- 準確定申告
- 当初申告を税務署で行った訂正申告
- その他特殊なもの(雑損控除・圧縮記帳・暗号資産・総合利子・少額配当・海外年金や国外金融商品による収入、特定支出等)
- 所得税の納税証明書を希望する場合 …など

お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

前橋市役所 市民税課 電話：027-898-6203 (直通)

令和8年度 市民税・県民税申告の出張会場

【出張会場・期間】

◎混雑回避のため、来場は極力控え、郵送での提出をお願いします。

※会場の混雑状況によっては、入場を制限する場合や受付時間内でも受付を終了する場合があります。

◎整理券は、当日の午前8時30分から配布します。時間前には並ばないでください。

会 場	芳賀市民サービスセンター（公民館）ホール
日 時	令和8年2月10日（火） 午前9時30分～午後3時

【町ごとの受付時間】

※出張会場の日時でご都合がつかない方は、本会場へお越しください。

※該当の時間帯にお越しいただいても、混雑状況により受付ができないことがあります。

午前	嶺町 小神明町 高花台一、二丁目 鳥取町
午後	小坂子町 勝沢町 金丸町 端気町 五代町

【本会場・期間】

本会場	前橋市役所（2階 市民税課）
受付日程	令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）の平日 午前9時～午後4時 (休日申告は令和8年3月1日（日）午前9時～午後2時)

【来場される方へのお願い】

- ・当日、会場入口で順番と受付開始時間の目安が記載された整理券を配布します。
混雑状況によっては車での待機や一旦ご自宅に戻っていただくことがあります。
- ・1日の受付人数の上限に達した場合、入場制限をかける場合があります。
- ・介助などやむを得ない場合を除き、複数人での来場はご遠慮ください。

【申告が必要な人】

今年の1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方です。
なお、所得税の確定申告をされる方は市民税・県民税の申告は必要ありません。
(所得税の確定申告会場についてはこのページ下部をご覧ください。)

- ・給与・公的年金以外に収入(営業、農業、不動産、配当など)がある。
- ・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする。
- ・昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない。
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ
- ・前橋市外の人の税法上の扶養になっている。 …など

【申告に必要なもの】

- 個人番号及び身元が確認できるもの 筆記用具・電卓
- 収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 控除に関する書類(控除証明書など)
- 医療費控除の明細書・医療費通知(該当の方のみ)

※必要書類を事前に作成していない場合は、受付できません。

【郵送による提出方法】

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。詳しくは本市ホームページをご参照ください。

※収入なしかつ控除なしの方は、電子での提出
もおススメです。



郵送による提出方法



電子による提出方法

【所得税の確定申告について】

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋リリカ (3Fリリカホール)	国領町2丁目 14-1	2月16日(月)~3月16日(月)の平日 休日は3月1日(日)のみ開設	午前9時 ~午後4時

«確定申告についてのお問い合わせ»

前橋税務署 電話：027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

確定申告のうち、下記の申告は市役所、支所及び市民サービスセンター会場では受付できません。
必ず上記の確定申告会場で申告をしてください。

- 土地や家屋などの譲渡所得
- 株式等の譲渡所得
- 住民税(5%)が引かれている配当所得
- 先物取引所得
- 過年分の申告
- 青色申告
- 損失申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を用いて住宅借入金等特別控除を適用したい者の申告
- 準確定申告
- 当初申告を税務署で行った訂正申告
- その他特殊なもの(雑損控除・圧縮記帳・暗号資産・総合利子・少額配当・海外年金や国外金融商品による収入、特定支出等)
- 所得税の納税証明書を希望する場合 …など

お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

前橋市役所 市民税課 電話：027-898-6203 (直通)

令和8年度 市民税・県民税申告の出張会場

【出張会場・期間】

- ◎混雑回避のため、来場は極力控え、郵送での提出をお願いします。
※会場の混雑状況によっては、入場を制限する場合や受付時間内でも受付を終了する場合があります。
◎整理券は、当日の午前8時30分から配布します。時間前には並ばないでください。

会 場	
日 時	午前9時30分～午後3時

【町ごとの受付時間】

- ※出張会場の日時でご都合がつかない方は、本会場へお越しください。
※該当の時間帯にお越しいただいても、混雑状況により受付ができないことがあります。

午前	
午後	

【本会場・期間】

本会場	前橋市役所（2階 市民税課）
受付日程	令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）の平日 午前9時～午後4時 (休日申告は令和8年3月1日（日）午前9時～午後2時)

【来場される方へのお願い】

- ・当日、会場入口で順番と受付開始時間の目安が記載された整理券を配布します。
混雑状況によっては車での待機や一旦ご自宅に戻っていただくことがあります。
- ・1日の受付人数の上限に達した場合、入場制限をかける場合があります。
- ・介助などやむを得ない場合を除き、複数人での来場はご遠慮ください。

【申告が必要な人】

今年の1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方です。
なお、所得税の確定申告をされる方は市民税・県民税の申告は必要ありません。
(所得税の確定申告会場についてはこのページ下部をご覧ください。)

- ・給与・公的年金以外に収入(営業、農業、不動産、配当など)がある。
- ・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする。
- ・昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない。
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ
- ・前橋市外の人の税法上の扶養になっている。 …など

【申告に必要なもの】

- 個人番号及び身元が確認できるもの 筆記用具・電卓
- 収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- 控除に関する書類(控除証明書など)
- 医療費控除の明細書・医療費通知(該当の方のみ)

※必要書類を事前に作成していない場合は、受付できません。

【郵送による提出方法】

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。詳しくは本市ホームページをご参照ください。

※収入なしかつ控除なしの方は、電子での提出
もおススメです。



郵送による提出方法



電子による提出方法

【所得税の確定申告について】

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋リリカ (3Fリリカホール)	国領町2丁目 14-1	2月16日(月)~3月16日(月)の平日 休日は3月1日(日)のみ開設	午前9時 ~午後4時

«確定申告についてのお問い合わせ»

前橋税務署 電話：027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

確定申告のうち、下記の申告は市役所、支所及び市民サービスセンター会場では受付できません。
必ず上記の確定申告会場で申告をしてください。

- 土地や家屋などの譲渡所得
- 株式等の譲渡所得
- 住民税(5%)が引かれている配当所得
- 先物取引所得
- 過年分の申告
- 青色申告
- 損失申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を用いて住宅借入金等特別控除を適用したい者の申告
- 準確定申告
- 当初申告を税務署で行った訂正申告
- その他特殊なもの(雑損控除・圧縮記帳・暗号資産・総合利子・少額配当・海外年金や国外金融商品による収入、特定支出等)
- 所得税の納税証明書を希望する場合 …など

お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号

前橋市役所 市民税課 電話：027-898-6203 (直通)

～城南地区にお住まいの皆様へ～

令和8年度 市民税・県民税申告の出張会場

【出張会場・期間】

◎混雑回避のため、来場は極力控え、郵送での提出をお願いします。

※会場の混雑状況によっては、入場を制限する場合や受付時間内でも受付を終了する場合があります。

◎整理券は、当日の午前8時30分から配布します。

会 場	城南支所 ホール
日 時	令和8年2月4日（水）～令和8年2月6日（金） 午前9時30分～午後3時

【町ごとの受付時間】

※出張会場の日時でご都合がつかない方は、本会場へお越しください。

※該当の時間帯にお越しいただいても、混雑状況により受付ができないことがあります。

4日 (水)	午前	下大屋町 泉沢町 新井町
	午後	荒子町 西大室町
5日 (木)	午前	富田町 二之宮町
	午後	小屋原町 上増田町
6日 (金)	午前	今井町 筧井町 飯土井町
	午後	鶴が谷町 荒口町

【本会場・期間】

本会場	前橋市役所 （2階 市民税課）
受付日程	令和8年2月16日（月）～令和8年3月16日（月）の平日 午前9時～午後4時 (休日申告は令和8年3月1日（日）午前9時～午後2時)

【来場される方へのお願い】

- ・当日、会場入口で順番と受付開始時間の目安が記載された整理券を配布します。
混雑状況によっては車での待機や一旦ご自宅に戻っていただくことがあります。
- ・1日の受付人数の上限に達した場合、入場制限をかける場合があります。
- ・介助などやむを得ない場合を除き、複数人での来場はご遠慮ください。

【申告が必要な人】

今年の1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方です。

なお、所得税の確定申告をされる方は市民税・県民税の申告は必要ありません。

(所得税の確定申告会場についてはこのページ下部をご覧ください。)

- ・給与・公的年金以外に収入(営業、農業、不動産、配当など)がある。
- ・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする。
- ・昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない。
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ
- ・前橋市外の人の税法上の扶養になっている。 …など

【申告に必要なもの】

- 個人番号及び身元が確認できるもの 筆記用具・電卓
- 収入に関する書類 (源泉徴収票、収支内訳書など)
- 控除に関する書類(控除証明書など)
- 医療費控除の明細書・医療費通知(該当の方のみ)

※必要書類を事前に作成していない場合は、受付できません。

【郵送による提出方法】

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。詳しくは本市ホームページをご参考ください。

※収入なしあつ控除なしの方は、電子による提出もおススメです。



郵送による提出方法

電子による提出方法

【所得税の確定申告について】

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋リリカ (3Fリリカホール)	国領町2丁目 14-1	2月16日(月)~3月16日(月)の平日 休日は3月1日(日)のみ開設	午前9時 ~午後4時

«確定申告についてのお問い合わせ»

前橋税務署 電話：027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

確定申告のうち、下記の申告は市役所、支所及び市民サービスセンター会場では受付できません。
必ず上記の確定申告会場で申告をしてください。

- 土地や家屋などの譲渡所得
- 株式等の譲渡所得
- 住民税(5%)が引かれている配当所得
- 先物取引所得
- 過年分の申告
- 青色申告
- 損失申告
- 初年度の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の申告
- 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を用いて住宅借入金等特別控除を適用したい者の申告
- 準確定申告
- 当初申告を税務署で行った訂正申告
- その他特殊なもの(雑損控除・圧縮記帳・暗号資産・総合利子・少額配当・海外年金や国外金融商品による収入、特定支出等)
- 所得税の納税証明書を希望する場合 …など

お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12番1号

前橋市役所 市民税課

電話：027-898-6203 (直通) FAX：027-224-1321